

地域包括支援センター・高齢者支援センターについて

1) 地域包括支援センターとは・・・

高齢者一人ひとりの状態に応じて保健・医療・福祉の多職種が連携し、介護保険サービスや保健・医療・福祉サービス、その他ボランティアの支援等地域の様々なサービスを統合した包括的なケアを継続的に提供する中核機関として、地域包括支援センターを設置する。(介護保険法第 115 条の 46)

【事業内容】

地域包括支援センターは、地域支援事業における包括的支援事業と指定介護予防支援業務を実施する機関。

		対象者	事業内容
包括的支援事業	総合相談・支援事業	高齢者本人やその家族 関係機関など	・日常生活の困りごと、介護、福祉、健康づくりに関する相談 ・介護保険や保健・福祉サービスの利用調整
	権利擁護事業		・地域で生活する高齢者の虐待防止及び早期発見のための事業及び権利擁護のための必要な援助。
	地域包括ケアシステムづくり (包括的・継続的ケアマネジメント)		・誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していくため、地域の保健・福祉専門職、福祉活動者などが密接に連携して地域全体で支える・見守る仕組み(地域包括ケア体制)の整備を行う。
	介護予防事業	高齢者	・健康づくり・生きがいづくりの支援。
指定介護予防支援業務等		要支援認定者 (要支援 1・2)	・要支援認定者に介護予防ケアプランを作成し、介護保険の介護予防サービス・総合事業サービスのマネジメント実施。

2) 地域包括支援センター・高齢者支援センターの設置と業務分担

本市では、概ね中学校区を単位として6つの日常生活圏域を設定し、各圏域に地域の身近な高齢者の総合相談窓口、地域包括ケアの拠点として地域包括支援センター・高齢者支援センターを配置し地域住民活動や関係機関等とのネットワークを形成し、地域の高齢者を包括的に支援する地域包括ケア体制の構築に努めている。

平成 18 年度の制度改正による地域包括支援センター設置に際して、高齢者支援センターの体制・機能を活用するため、高齢者支援センターは担当地区での「包括的支援事業」を担い、地域包括支援センターは担当地区の「包括的支援事業」及び「指定介護予防支援業務」を担当することになる。

令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする第 8 期三田市高齢者保健福祉・介護保険事業計画においては、地域包括ケアの充実を重点施策に位置付けており、その推進拠点となる地域包括支援センターの機能強化のため、高齢者人口や相談件数等に応じて、高齢者支援センターの地域包括支援センター化を進めていく。

広野・本庄高齢者支援センター

[広野・本庄]
三田市下内神525-1
三田高原病院内
電話：567-6666
FAX：567-5561

**三輪北・小野・高平
高齢者支援センター**

[三輪北・小野・高平]
三田市小野1139-1
特別養護老人ホーム
サンウエスト内
電話：560-3080
FAX：560-3071

藍地域包括支援センター

[藍]
三田市下相野1460-1
特別養護老人ホーム
さんすい園内
電話：568-3900
FAX：568-0810



**ウィディ地域包括
支援センター**

[ウディタウン・
カルチャータウン]
三田市けやき台1-4-1
ウディタウン市民センター内
電話：553-1077
FAX：553-7023

**三田市地域包括
支援センター**

[三田・三輪南]
三田市川除675
三田市総合福祉保健センター
2階
電話：559-5941
FAX：559-5707

**フラワー地域包括
支援センター**

[フラワータウン]
三田市富士が丘5-17-3
特別養護老人ホーム
ゼフィール三田内
電話：553-3600
FAX：553-3601